

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	認知症介護者支援事業における「認知症介護者教室・家族会」業務の委託について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部高齢者福祉課高齢者支援係）

事業の概要

事業名	認知症介護者支援事業における「認知症介護者教室・家族会」業務
担当課	高齢者福祉課
目的	区内に在住している認知症高齢者等の介護者（以下「介護者」という）に対し、認知症に関する知識の習得及び介護者同士の情報交換や交流、仲間づくりの場を提供することにより、介護者の認知症に関する対応力を向上させるとともに、介護者の孤立を防止し、介護者の精神面での支援の充実を図る。
対象者	下記事業内容 1 及び 2 介護者 下記事業内容 3 認知症介護者家族会の支援を希望する者（認知症サポーターを含む。）
事業内容	<p>1 認知症介護者教室</p> <p>① 実施内容： 認知症の理解、対応方法、介護者の健康について、介護者とボランティアの交流会等を実施する。（年 1 回（1 教室 4 日制））</p> <p>② 実施場所： 9 所の地域型高齢者総合相談センターのうち、3 所を 1 区域（東、中央、西ブロック）とする。当該東、中央、西ブロック区域内の地域センター会議室又は他の区有施設において実施する。</p> <p>③ 実施時期： 5 月下旬から 7 月中旬まで（隔週）4 日×3 所</p> <p>④ 対象者数： 各ブロック 1 教室当たり 30 名程度</p> <p>2 認知症介護者家族会</p> <p>① 実施内容： 認知症に関する情報交換やミニ講座等を実施する。（月 1 回×3 所）</p> <p>② 実施場所： ア 東ブロック＝ 榎町高齢者総合相談センター イ 中央ブロック＝大久保高齢者総合相談センター又は他の区有施設 ウ 西ブロック＝ 柏木・角筈高齢者総合相談センター</p> <p>③ 実施時期： 8 月以降（平成 25 年度） 4 月から翌年 3 月まで（平成 26 年度以降）</p> <p>④ 対象者数： 各ブロック各回 15 名程度</p> <p>3 認知症介護者応援ボランティア養成講座</p> <p>① 実施内容： 認知症介護者家族会におけるボランティアを養成することを目的に、認知症の理解と対応、介護者の現状と傾聴等支援、先輩ボランティアによる体験談等に係る講座を実施する。（年 1 回（1 講座 5 日制））</p> <p>② 実施場所： 区役所（第一分庁舎 予定）</p> <p>③ 実施時期： 5 月下旬から 7 月中旬まで</p> <p>④ 対象者数： 50 名程度</p> <p>4 事業実施報告書の作成</p> <p>① 実施内容： 認知症介護者教室及び認知症介護者家族会について、その実施状況や参加者を対象に実施するアンケート調査の結果を取りまとめ、報告書を作成する。（年 1 回）</p> <p>② 実施時期： 3 月（作成）</p>

件名 認知症介護者支援事業における「認知症介護者教室・家族会」業務の委託について

保有課(担当課)	高齢者福祉課
登録業務の名称	認知症介護者支援事業における「認知症介護者教室・家族会」業務
委託先	現時点では未定。平成25年4月の開始に向け、平成25年度の予算確定後、事業所の選定を行い、決定する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【「認知症介護者教室」及び「認知症介護者家族会」の参加者に係る情報項目】 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、健康状態、職業、生活状況、世帯状況、介護者に係る「要介護者」情報(氏名、性別、生年月日、現病歴、既往歴、生活状況、介護保険情報、医療情報)</p> <p>【「認知症介護者応援ボランティア養成講座」の受講者に係る情報項目】 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、介護経験の有無、ボランティア経験の有無</p> <p>【認知症介護者応援ボランティア(※)に係る情報項目】 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、免許・資格、職業、職歴、ボランティア経験の有無、趣味・特技、FAX番号、メールアドレス、緊急連絡先</p> <p>※ 認知症介護者応援ボランティア養成講座の受講者のうち、認知症介護者家族会におけるボランティア活動を行う意志を示し、その旨の登録を区に行った者</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	介護者への直接的ケアやサポートを行う活動について、ノウハウや実績のある団体に委託することにより、本業務を効果的・効率的に展開し、区民サービスの向上を図る。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症介護者教室の企画・運営、参加者の名簿管理 2 認知症介護者家族会の企画・運営、参加者の名簿管理 3 認知症介護者応援ボランティア養成講座の企画・運営、受講者名簿の写しの管理(原本は区が管理する。) 4 認知症介護者応援ボランティア登録票の写しの管理(原本は区が管理する。) 5 事業実施報告書の作成
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 収集した情報は施錠できるキャビネットに保管する。 3 個人情報を上記委託業務の実施場所へ持ち出す際は、業務専用カバンを使用するとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じる。 4 事業所及び上記委託業務の実施場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の出し入れを行わない。 5 上記委託業務の終了後は、当該業務に係る会場にそれぞれの業務に係る参加者等の名簿の置き忘れがないよう、複数人で状況を確認する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。